~帯広市地域福祉計画の概要~

1 帯広市地域福祉計画の目的及び法的根拠

この計画は、社会福祉法の第4条及び第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、「第六期帯広市総合計画」の分野計画として、保健・医療・福祉の理念や施策の方向などを示す計画です。また、地域住民や事業者、社会福祉の関係者などの連携による地域の支え合いによって、市民が地域の中で、自立した生活を送ることができる社会の構築を目的として策定しています。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を 行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する 一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する 機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更をしようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。
 - 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 地域福祉計画策定の範囲

この計画は、すべての世代を対象とし、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、健康づくりなどの各分野を範囲とします。

3 計画の期間

計画期間は平成27年度から平成31年までの5年間とします。

国及び北海道の関連する他の計画と整合をはかるために、必要な見直しをおこないます。

4 計画の進捗管理

この計画の進捗状況の点検及び見直しについては、帯広市健康生活支援審議会が毎年度、帯広市から点検結果の報告を受け、市長に対して意見を述べることができます。

審議会の意見は、計画の見直しや関連する施策の実施に反映され、点検及び見直し内容は、市民に公表します。

施策の体系

※太字は重点項目

基本	基本的視点	施策の基本方向	主な施策
目標			上は肥水
共に支え合い、安心して、子どもから高齢者まで市	I すべて の市民が	1 ノーマライゼーション理念の定着	①心のバリアフリーの促進
	安 春 ら り か く た め に た め に	2 ユニバーサルデザ	①ユニバーサルデザインの意識啓発の促進
		インのまちづくり	②都市基盤の整備
		3 防災、防犯活動の推 進	①地域の防災、防犯、交通安全活動の推進 (災害時要援護者支援)
	Ⅱ 地域の 活動を積 極的にす すめるた めに	4 地域の福祉活動の 推進	①地域で支える仕組みの充実 ②地域活動の促進 ③社会参加の促進 ④コミュニティ活動の推進 ⑤子どもや青少年を育む環境整備の推進
		5 地域福祉を担う人 材育成の促進	①地域の人材の育成 ②ボランティアの養成
生き生きと暮らすことができるまちづくり民の誰もが住み慣れた家庭や地域の中で、	Ⅲ 安	6 相談・支援体制の充 実	①総合的な相談体制の確保 ②地域における相談体制の充実 ③成年後見制度の充実
		7 適切な福祉サービ ス利用の促進	①在宅サービスの充実 ②施設サービスの充実 ③保育サービスの充実 ④障害福祉サービスの提供体制の充実
		8 総合的な福祉サー ビスの提供・連携体 制の確立	①サービス提供団体間の連携の促進 ②地域生活移行の推進 ③療育施策の充実 ④子育て支援の総合的連携の推進
	IV 総合的 な健康を推 くりする 進 は めに	9 健康づくりの推進	①健康づくり活動の推進 ②健康づくりの意識の普及 ③介護予防の推進
		10 医療との連携	①地域医療体制の充実 ②救急医療体制の充実 ③予防、早期発見の取組みの促進 ④医療機関の機能分担と連携

3